

# 消費者トラブルから高齢者を守る！

光回線



## 高齢者には 理解しにくい 光回線の電話契約

### 事例1

「光回線に変えると電話の基本料金も通信料金も安くなります」と電話勧誘があった。早口だったので業者名はわからなかったが、あいまいな返事をしていたら契約書類が届いてしまった。

### 事例2

訪問してきた業者に「光回線で電話代が安くなる。テレビのアンテナも必要なくなる」と言われ、ちょうどテレビの買い替え時期だったので契約した。しかし後から、最初の3か月は安くなるが、その後は今より高くなってしまふことがわかった。そんな説明は聞いていない。

### アドバイス

- ◇ 光回線の契約は複雑なものも多く、高齢者が電話などの簡単な説明で内容を理解することは難しいと思われまふ。
- ◇ 事例1のようにあいまいな返事をするとう「契約を了承した」と受け取られてしまふ場合があります。
- ◇ 事例2のように、業者は契約者に都合のよいことを強調しますが、全体の内容をよく把握してから契約することが大切です。
- ◇ 光回線など電気通信事業の契約は、クーリング・オフの適用がなく、あとで解約を申し出ても解約料がかかることがありますので注意しまふまう。

## トラブルにあわないために！

- 必要なければ、きっぱりと断る
- 説明をよく聞き、わからないことがあれば契約を急いだりしない
- 困ったときは、消費生活センターに相談を！



わからないことは、センターに聞いてね。

### 名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL 052-222-9671

土・日 TEL 052-222-9690

\* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)

